

みやけい交通安全ニュース

発行：宮崎県警察本部交通企画課 R7-No.16 (2025.10.10)



自転車の交通ルールを理解しましょう！

Q 1 自転車はどこを通ればよいですか？

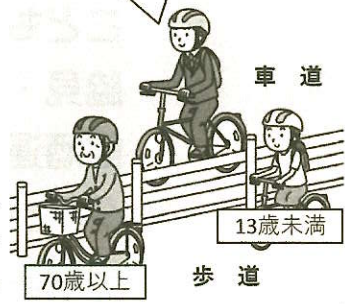
自転車は車の仲間！
車道の左側端に寄って通行するのが原則！

A 1 車道が原則で、道路の左側端に寄って通行します。

自転車は、歩道又は路側帯と車道の区別されている道路では、原則、車道の左端を通行しなければなりません。

【普通自転車が歩道を通行できる場合】

- ① 道路標識・道路標示で歩道を通行できることが示されている場合
- ② 13歳未満若しくは70歳以上又は一定の身体障害を有する人が運転する場合
- ③ 車道又は交通の状況（路上駐車や道路工事等）に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車の歩道通行がやむを得ないと認められる場合



Q 2 自転車はどの信号を守ればよいですか？



自転車歩道通行可の
道路標識

A 2 原則、車道を進行するときは車両用信号、横断歩道を進行するときは歩行者用信号に従います。

赤信号で停止する場合、停止線があるときには、停止線の直前で停止しなければなりません。

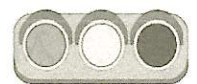
また、歩道を通行しているときや、交差点手前に停止線がないときは、交差点の直前（交差点の直前に横断歩道があるときは、横断歩道の直前）で停止しなければなりません。

【注意点】

歩行者用信号に「歩行者・自転車専用」の補助標示がある場合は、車道を通行するときでも、歩行者用信号に従ってください。（下図参照）



歩行者用信号



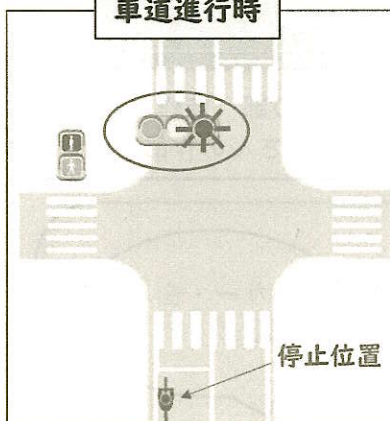
車両用信号



歩行者・自転車
専用標示

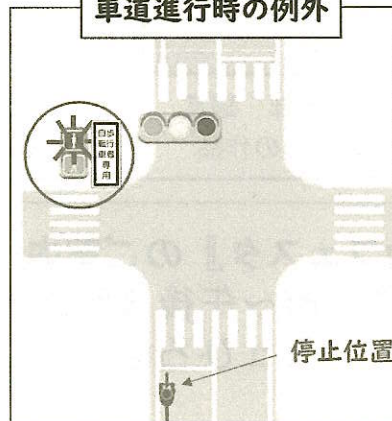
警察庁や宮崎県警察のホームページでも、自転車の交通ルールを紹介しています。

車道進行時



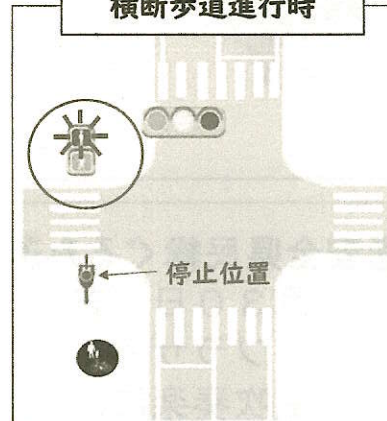
「車両用信号」に従い、
停止線で止まる

車道進行時の例外

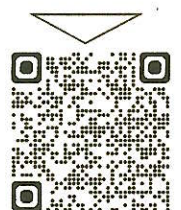


「歩行者・自転車専用」の
標示がある場合は、「歩行者
用信号」に従い、停止線で止
まる

横断歩道進行時



「歩行者用信号」に従い、
横断歩道の手前で止まる



宮崎県警察HP



警察庁HP

毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。